

令和7年度第1回芽室町国民健康保険運営協議会議案

日 時 令和7年5月22日（木）18時30分～
場 所 芽室町役場 2階 第7会議室

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 会議録署名委員指名
- 5 報告事項
 - (1) 令和6年度芽室町国民健康保険特別会計決算見込みについて
- 6 町長諮詢
- 7 議 事
 - (1) 国民健康保険税条例の一部改正について
 - ・国民健康保険法施行令及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正並びに北海道が示す標準税率を踏まえた税率改正について
- 8 会長答申
- 9 そ の 他
- 10 閉 会

令和6年度 岁入歳出予算決算見込み 事項別明細書総括表

R7.5.12現在

国民健康保険特別会計

(単位:千円)

歳 入					歳 出				
款	令和6年度 当初予算額	令和6年度 決算見込額	比 較	備 考	款	令和6年度 当初予算額	令和6年度 決算見込額	比 較	備 考
1 国民健康保険税	752,048	720,083	△ 31,965		1 総務費	39,765	43,451	3,686	人件費、事務費、国 保税算定事務費
2 国庫支出金	9,496	19,277	9,781	国庫交付金 保健事業交付金	2 保険給付費	1,335,901	1,263,674	△ 72,227	療養給付費・高額療養費・出 産育児一時金・葬祭費
3 道支出金	1,353,241	1,332,185	△ 21,056	普通交付金 保険者努力支援 特別交付金	3 国民健康保険 事業費納付金	847,536	847,536	0	北海道への納付金
4 繰入金	161,680	143,201	△ 18,479	基盤安定繰入金 一般会計繰入金(概算)	4 保健事業費	24,692	24,642	△ 50	特定健診・保健指導 受診勧奨・医療費通知発送
5 繰越金	30,000	325,505	295,505	R5 繰越金	5 諸支出金	2	6,397	6,395	返還金・過年度還付金・病院 事業会計繰出金
6 諸収入	453	1,656	1,203	延滞金・療養費返還金等	6 予備費	59,022	0	△ 59,022	
					7 次年度繰越金	0	356,207	356,207	R6 年度繰越金として R7 年度歳入へ
歳 入 合 計	2,306,918	2,541,907	234,989		歳 出 合 計	2,306,918	2,541,907	234,989	

< 収 支 >

歳入決算見込額	2,541,907千円
歳出決算見込額	2,541,907千円
歳入歳出差引額	0千円

令和7年度 芽室町国民健康保険税条例改正の概要について

■国民健康保険税率等の改正について

1 改正の概要

芽室町国民健康保険税条例について次のとおり改正します。

＜地方税法等の一部改正に伴う改正＞

- (1) 課税限度額の引き上げ
- (2) 減額措置に伴う軽減判定所得の算定方法の変更

＜国保事業費納付金額の確定に伴う改正＞

- (3) 国民健康保険税率の改正

2 地方税法等の一部改正に伴う改正

(1) 課税限度額の引き上げ

【経過等】

国は、『国民健康保険税（以下「国保税」という。）の負担の公平性を確保する観点から、相当の高所得者であっても国保税の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、国保税の賦課限度額を引き上げるべきである』という社会保障制度改革国民会議の報告書を受け、段階的に引き上げを行っているところです。

令和7年度については、限度額を据え置いた場合、基礎賦課分（医療分）と後期高齢者支援金賦課分（支援分）の限度額超過世帯の割合が1.59%となる見込みであり、後期高齢者支援金賦課分の限度額超過世帯の割合が依然として高止まりしている状況にあります。このため、限度額超過世帯の割合を概ね1.5%とすることを念頭に置きつつ、後期高齢者支援金賦課分のバランスを整える観点から、基礎賦課分の限度額を1万円、後期高齢者支援金賦課分の限度額を2万円引き上げます。

【改正内容】

■医療分 課税限度額 (改正前) 65万円 → (改正後) 66万円

■支援分 課税限度額 (改正前) 24万円 → (改正後) 26万円

※介護分の課税限度額は据置きとなります

(2) 減額措置に伴う軽減判定所得の算定方法の変更

【経過等】

国保税における低所得者に対する軽減措置の中で、5割軽減及び2割軽減については、物価上昇等の影響で応益分国保税の軽減対象者が縮小しないよう、経済動向等を踏まえて基準額を見直す慣例があります。

今回の改正についても、令和7年度税制改正大綱において軽減判定所得の基準引き上げが必要と判断されたことによるものです。

【改正内容】

「令和7年度芽室町国民健康保険税率等について」を参照ください。

3 国民健康保険事業費納付金額の確定に伴う改正

【経過等】

令和7年度事業費納付金額が確定し、道から標準保険料率が示されました。

この標準保険料率を参考に、所得額等を踏まえながら、令和7年度の国民健康保険税率を決定するものです。

【改正内容】

「令和7年度芽室町国民健康保険税率等について」を参照ください。

4 施行期日

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

なお、今回の改正内容については、令和7年度以後の国保税課税分から適用することとし、令和6年度分までの国保税については、これまでの規定が適用されることとなります。

令和7年度芽室町国民健康保険税率等について

■現行税率と改正後税率の比較

【現行税率】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	8.37%	65万円
均等割	26,908円	
平等割	27,233円	

【税率改正後】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	8.71%	66万円
均等割	28,981円	
平等割	28,766円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.78%	24万円
均等割	9,353円	
平等割	9,466円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.67%	26万円
均等割	9,356円	
平等割	9,287円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.04%	17万円
均等割	9,264円	
平等割	7,371円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.04%	17万円
均等割	9,337円	
平等割	7,324円	

■軽減判定所得に乘じる額における改正内容

【現行】

区分	軽減判定所得に乘じる額
5割軽減	基礎控除43万円 +加算額29万5千円 ×被保険者数+10万円 ×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	基礎控除43万円 +加算額54万5千円 ×被保険者数+10万円 ×(給与所得者等の数-1)

【改正後】

区分	軽減判定所得に乘じる額
5割軽減	基礎控除43万円 +加算額30万5千円 ×被保険者数+10万円 ×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	基礎控除43万円 +加算額56万円 ×被保険者数+10万円 ×(給与所得者等の数-1)

令和7年度 国民健康保険税率について（試算）

○令和7年度納付金額 本算定（確定係数）

□町から北海道へ支払う事業費納付金の額 855,654,923 円 ①

□国道等からの公費と市町村の個別歳入等 92,290,243 円 ②

① - ② **必要収納額 763,364,680 円**
（道試算必要収納額）

【令和7年度標準保険税率】国保世帯数：2,223 被保険者数：4,266人 4/1現在

	所得割額	均等割額（1人）	平等割額（世帯）	課税限度額
医療分	8.71%	28,981 円	28,766 円	66 万円
支援分	2.67%	9,356 円	9,287 円	26 万円
介護分	2.04%	9,337 円	7,324 円	17 万円

※医療分課税限度額は現行 65 万円から 66 万円に、支援分課税限度額は現行 24 万円から 26 万円に改定予定

調定見込額 736,908,500 円

収納率（98.2%）による収納見込額 723,644,147 円

1. 令和5年度・令和6年度・令和7年度 年税額の比較

資料2-2

世帯例	令和5年度 保険税率	令和6年度 保険税率	令和7年度 保険税率
例1：夫婦2人40代 子ども1人 課税所得200万	437,400	435,000	447,300
		令和6年度年税額との差	12,300
例2：夫婦2人40代 子ども2人(未就学) 課税所得200万 2割軽減世帯	402,900	400,800	411,400
		令和6年度年税額との差	10,600
例3：夫婦2人70代 課税所得100万 2割軽減世帯	202,100	198,800	205,400
		令和6年度年税額との差	6,600
例4：夫婦2人70歳 課税所得50万 5割軽減世帯	112,100	110,200	114,200
		令和6年度年税額との差	4,000
例5：単身70歳 所得なし 7割軽減世帯	22,300	21,800	22,800
		令和6年度年税額との差	1,000

※ 総世帯数に占める割合が高い所得階層について、世帯構成例を仮定して試算

2. 低所得者に係る保険税額軽減措置世帯の割合（医療分）

		世帯数 下段：R6年度世帯数	総世帯数に占める割合 下段：R6年度割合	
総世帯数	7割	2,223 世帯	-	
		2,312世帯		
軽 減 割 合	7割	553 世帯	24.9%	
		573世帯	24.8%	
	5割	213 世帯	9.6%	
		234世帯	10.1%	
	2割	181 世帯	8.1%	
		202世帯	8.7%	
計		947 世帯	42.6%	
		1,009世帯	43.6%	

【参考】総所得金額の範囲毎の世帯数

総所得金額（円）の範囲	世帯数
900万以上	290
700万以上 900万未満	73
500万以上 700万未満	90
300万以上 500万未満	175
①② 200万以上 300万未満	197
③ 100万以上 200万未満	406
④ 1以上 100万未満	480
⑤ 0以上 1未満	512
合計	2,223

基準日 令和7年4月1日／令和5年所得で試算

3. 賦課限度額超過世帯の割合（医療分）

全 2,223世帯のうち 353世帯

15.9%

議案第 号

芽室町国民健康保険税条例中一部改正の件

芽室町国民健康保険税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年6月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

芽室町国民健康保険税条例（昭和28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第3条第1項中「8.37」を「8.71」に改める。

第5条中「26,908円」を「28,981円」に改める。

第6条第1号中「27,233円」を「28,766円」に改め、同条第2号中「13,616円」を「14,383円」に改め、同条第3号中「20,424円」を「21,574円」に改める。

第7条中「2.78」を「2.67」に改める。

第9条中「9,353円」を「9,356円」に改める。

第10条第1号中「9,466円」を「9,287円」に改め、同条第2号中「4,733円」を「4,643円」に改め、同条第3号中「7,099円」を「6,965円」に改める。

第13条中「9,264円」を「9,337円」に改める。

第14条中「7,371円」を「7,324円」に改める。

第28条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第1号ア中「18,836円」を「20,287円」に改め、同号イ（ア）中「19,064円」を「20,137円」に改め、同号イ（イ）中「9,532円」を「10,069円」に改め、同号イ（ウ）中「14,297円」を「15,102円」に改め、同号ウ中「6,548円」を「6,550円」に改め、同号エ（ア）中「6,627円」を「6,501円」に改め、同号エ（イ）中「3,314円」を「3,251円」に改め、同号エ（ウ）中「4,970円」を「4,876円」に改め、同号オ中「6,485円」を「6,536円」に改め、同号カ中「5,160円」を「5,127円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同号ア中「13,454円」を「14,491円」に改め、同号イ（ア）中「13,617円」を「14,383円」に改め、同号イ（イ）中「6,808円」を「7,192円」に改め、同号イ（ウ）中「10,212円」を「10,787円」に改め、同号ウ中「4,677円」を「4,678円」に改め、同号エ（ア）中「4,733円」を「4,644円」に改め、同号エ（イ）中「2,367円」を「2,322円」に改め、同号エ（ウ）中「3,550円」を「3,483円」に改め、同号オ中「4,632円」を「4,669円」に

改め、同号カ中「3,686円」を「3,662円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同号ア中「5,382円」を「5,797円」に改め、同号イ(ア)中「5,447円」を「5,754円」に改め、同号イ(イ)中「2,724円」を「2,877円」に改め、同号イ(ウ)中「4,085円」を「4,315円」に改め、同号ウ中「1,871円」を「1,872円」に改め、同号エ(ア)中「1,894円」を「1,858円」に改め、同号エ(イ)中「947円」を「929円」に改め、同号エ(ウ)中「1,420円」を「1,393円」に改め、同号オ中「1,853円」を「1,868円」に改め、同号カ中「1,475円」を「1,465円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,036円」を「4,347円」に改め、同号イ中「6,727円」を「7,245円」に改め、同号ウ中「10,763円」を「11,592円」に改め、同号エ中「13,454円」を「14,491円」に改め、同項第2号イ中「2,338円」を「2,339円」に改め、同号ウ中「3,741円」を「3,742円」に改め、同号エ中「4,677円」を「4,678円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令7年4月1日から適用する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

国民健康保険法施行令及び地方税法施行令等の一部改正並びに北海道の示す標準税率を踏まえ、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 一略一</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>8.71</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 一略一</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>8.37</u>を乗じて算定する。</p>

改正案	現 行
<p>2 一略一</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,981円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第10条及び第28条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第10条及び第28条第1項において同じ。) 以外の世帯 <u>28,766円</u></p>	<p>2 一略一</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,908円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第10条及び第28条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第10条及び第28条第1項において同じ。) 以外の世帯 <u>27,233円</u></p>

改正案	現 行
<p>(2) 特定世帯 <u>14,383円</u> (3) 特定継続世帯 <u>21,574円</u></p>	<p>(2) 特定世帯 <u>13,616円</u> (3) 特定継続世帯 <u>20,424円</u></p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.67</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.78</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,356円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,353円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,287円</u> (2) 特定世帯 <u>4,643円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,965円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,466円</u> (2) 特定世帯 <u>4,733円</u> (3) 特定継続世帯 <u>7,099円</u></p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保</p>

改正案	現 行
<p>険者1人について<u>9,337円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,324円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万</p>	<p>険者1人について<u>9,264円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,371円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が</p>

改正案	現 行
<p>円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>20,287円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>20,137円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>10,069円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>15,102円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,550円</u></p>	<p>55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>18,836円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>19,064円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>9,532円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>14,297円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,548円</u></p>

改正案	現 行
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,501円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,251円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,876円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,536円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5,127円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,491円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,627円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,314円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,970円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,485円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5,160円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>13,454円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割</p>

改正案	現 行
<p>額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,383円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,192円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,787円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,678円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,644円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,322円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,483円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,669円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,662円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）の場合は、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</p>	<p>額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,617円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,808円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,212円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,677円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,733円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,367円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,550円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,632円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,686円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）の場合は、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</p>

改正案	現 行
<p>額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p>	<p>額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,797円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,382円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,754円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,877円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,315円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,447円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,724円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,085円</u></p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,872円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,871円</u></p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,858円</u> (イ) 特定世帯 <u>929円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,393円</u></p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,894円</u> (イ) 特定世帯 <u>947円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,420円</u></p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,868円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,853円</u></p>

改正案	現 行
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,465円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,347円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,245円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,592円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,491円</u></p> <p>（2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,339円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,742円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,475円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,036円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,727円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,763円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,454円</u></p> <p>（2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,338円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,741円</u></p>

改正案	現 行
<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,678円</u></p> <p>3 一略一</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u> <u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,677円</u></p> <p>3 一略一</p>